

5 - 88 後写鏡

5 - 88 - 1 装備要件

自動車（被牽引自動車を除く。）には、後写鏡を備えなければならない。（保安基準第44条第1項）

5 - 88 - 2 性能要件（視認等による審査）

(1) 自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であつて車室（運転者が運転者席において自動車の左外側線付近の交通状況を確認できるものを除く。（3）において同じ。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡は、運転者が運転者席において自動車の左外側線付近及び後方の交通状況を確認でき、かつ、乗車人員、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして当該後写鏡による運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車の備えるものについては 及び 、普通自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）及び乗車定員 11 人以上の自動車の備えるものについてはの規定は、適用しない。（保安基準第 44 条第 2 項関係、細目告示第 224 条第 1 項関係）

容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。

取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上1.8m以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること。

車室内に備えるものは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ない構造であること。

運転者が運転者席において、自動車（被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引自動車）の左右の外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況及び自動車（牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自動車）の左外側線付近（運転者が運転者席において確認できる部分を除く。）の交通状況を確認できるものであること。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては自動車の左右の外側線上後方50m、小型特殊自動車にあっては自動車の右外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。この場合において、取付けが不確実な後写鏡及び鏡面に著しいひずみ、くもり又はひび割れのある後写鏡は、この基準に適合しないものとする。

専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量が2.8tを超える自動車を除く。）、小型自動車及び軽自動車（被牽引自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）に備える車体外後写鏡は、アイポイントの中心及び後写鏡の中心を通る鉛直面と車両中心面とのなす角度が、それぞれ、車両の右側に備える後写鏡にあっては前方55°以下（左ハンドル車にあっては75°以下）、車両の左側に備える後写鏡にあっては前方75°以下（左ハンドル車にあっては55°以下）であること。この場合において、後写鏡の鏡面は、通常使用される位置に調節し、固定した状態とする。

(2) 指定自動車等に備えられた後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡であつてその機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。（細目告示第 224 条第 2 項関係）

- (3) ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であつて車室を有しないものに備える後写鏡は、運転者が後方の交通状況を確認でき、かつ、歩行者等に傷害を与えるおそれのないものとして当該後写鏡による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第44条第3項関係、細目告示第224条第3項関係)

容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。

歩行者等に接触した場合において、衝撃を緩衝できる構造であり、かつ、歩行者等に傷害を与えるおそれのあるものでないこと。

運転者が後方の交通状況を明瞭かつ容易に確認できる構造であること。

- (4) 次に掲げる後写鏡は、(3)の基準に適合しないものとする。(細目告示第224条第4項関係)

鏡面に著しいひずみ、くもり又はひび割れがあるもの

鏡面の面積が69cm²未満であるもの

その形状が円形の鏡面にあっては、鏡面の直径が94mm未満である、又は150mmを超えるもの

その形状が円形以外の鏡面にあっては、当該鏡面が直径78mmの円を内包しないもの、又は当該鏡面が縦120mm、横200mm(又は横120mm、縦200mm)の長方形により内包されないもの

- (5) 次に掲げる後写鏡であつてその機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(3)及び(4)の基準に適合するものとする。(細目告示第224条第6項関係)

指定自動車等に備えられている後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡

法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡及び後写鏡取付装置

5 - 88 - 3 取付要件(視認等による審査)

5 - 88 - 2 (3)の後写鏡は、5 - 88 - 2 (3)に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第44条第4項関係、細目告示第224条第5項関係)

後写鏡の反射面の中心が、かじ取装置の中心を通り進行方向に平行な鉛直面から280mm以上外側となるように取り付けられていること。この場合において、取付けが不確実な後写鏡は、この基準に適合しないものとする。

運転者が運転者席において、容易に方向の調節をすることができるように取り付けられていること。

自動車の左右両側(最高速度50km/h以下の自動車にあっては、自動車の左右両側又は右側)に取り付けられていること。

5 - 88 - 4 適用関係の整理

4 - 88 - 4の規定を適用する。